

うるま市固定資産税の課税免除に関する条例に基づく固定資産税課税免除の概要
(情報地域制度、産業イノベーション制度、物流特区制度)

沖縄振興特別措置法に定める下記の指定地域・地区の区域内において、要件を満たした青色申告者の対象資産に対して、固定資産税を５年度分に限り免除することができます。

- 情報通信産業振興地域における課税免除
- 産業高度化・事業革新促進地域における課税免除
- 国際物流拠点産業集積地域における課税免除

■ 情報通信産業振興地域における課税免除

No.	項 目	要 件
1	地 域	市内全域
2	対象者	青色申告者
3	対象業種	情報通信産業 電気通信業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業
4	取得価額要件	対象地域内において新設又は増設した、情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する①・②いずれかの設備 ① 取得価額の合計が１,０００万円超の一の設備を構成する減価償却資産(※) ② 取得価額の合計が１００万円超の機械・装置、器具・備品 (※)減価償却資産(所得税法施行令第６条第１項第一～七号、法人税法施行令第１３条第１項第一～七号) 建物及び建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品
5	対象資産	対象業種の事業に係る①～④の資産 ①機械及び装置 ②家屋 ③構築物 ④対象家屋又は対象設備である構築物の敷地(土地) (土地については、取得の翌日から起算して１年以内に建物の着手があった場合に限り、直接事業の用に供する部分に限る。)
6	免除期間	最初の年度以降５年間
7	申請期間	毎年１月(土日祝祭日を除く)

■ 産業高度化・事業革新促進地域における課税免除

No.	項 目	要 件
1	地 域	市内全域
2	対 象 者	青色申告者 <u>※産業イノベーション制度の認定が必要</u>
3	対象業種	製造業等 製造業、道路貨物運送業、卸売業 産業高度化・事業革新促進事業 デザイン業、自然科学研究所、電気業（一定要件あり）、ガス供給業（一定要件あり）
4	取得価額要件	対象地域内において新設又は増設した、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する①・②いずれかの設備 ① 取得価額の合計が1,000万円超の特別償却適用設備(※) ② 取得価額の合計が100万円超の機械・装置、器具・備品 (※)特別償却適用設備（租税特別措置法第12条第1項の表の第2号、同第45条第1項の表の第2号） 機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究の用に供されるものその他政令で定めるものに限る。）並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備
5	対象資産	対象業種の事業に係る①～③の資産 ①機械及び装置 ②家屋 ③対象家屋の敷地（土地） （※土地については、取得の翌日から起算して1年以内に建物の着手があった場合に限り、直接事業の用に供する部分に限る。）
6	免除期間	最初の年度以降5年間
7	申請期間	毎年1月（土日祝祭日を除く）

■ 国際物流拠点産業集積地域における課税免除

No.	項 目	要 件
1	地 域	中城湾港新港地区全域
2	対 象 者	青色申告者
3	業 種	国際物流拠点産業 製造業、特定の機械等修理業、特定の無店舗小売業、航空機整備業、道路貨物運送業、特定の不動産賃貸業、卸売業
4	取得価額要件	対象地域内において新設又は増設した、国際物流拠点産業の用に供する①・②いずれかの設備 ① 取得価額の合計が1,000万円超の特別償却適用設備(※) ② 取得価額の合計が100万円超の機械・装置 (※)特別償却適用設備（租税特別措置法第12条第1項の表の第3号、同第45条第1項の表の第3号） 機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備
5	対象資産	対象業種の事業に係る①～③の資産 ①機械及び装置 ②家屋 ③対象家屋の敷地（土地） （※土地については、取得の翌日から起算して1年以内に建物の着手があった場合に限り、直接事業の用に供する部分に限る。）
6	免除期間	最初の年度以降5年間
7	申請期間	毎年1月（土日祝祭日を除く）

申請に関する留意事項等

【留意事項】

- 対象資産とする敷地については、取得日の翌日から起算して1年以内に家屋又は構築物の着手があったものであり、かつ、直接事業の用に供する部分に限ります。
- 「産業高度化・事業革新促進地域」、「国際物流拠点産業集積地域」の対象となる建物附属設備については、建物と同時取得したものに限られます。
- 「産業高度化・事業革新促進地域」における課税免除については、沖縄県知事の認定（「産業イノベーション制度」）が必要となっております。
- 過去に課税免除の適用を受けた既存事業についても、適用期間中（5年間）は毎年度の申請が必要となります。
- 申請様式と提出書類チェックシートについては、うるま市 HP（ページ「令和6年固定資産税課税免除申請手続きについて」）からもダウンロードできます。
提出漏れがないか必ず御確認ください。

提出書類チェックシート

(企業名)

(担当者)

(連絡先)

※↓提出した書類に✓を記入。

※↓「新規」・「継続」に○を記入。

【共通】

○:要提出 △:必要に応じて提出(備考を確認)

	✓ 欄	提出書類一覧	新 規	継 続	備 考
①		固定資産税課税免除申請書	○	○	指定様式(様式第1号) ※取得年ごとに申請書を提出
②		青色申告書(写) 別表1(1)	○	○	直近分
③		決算報告書(写)	○	○	直近分
④		定款(写)	○	△	△:社名変更等があった場合は提出
⑤		会社概要パンフレット等	○	—	
⑥		沖縄県知事の認定を受けたことを証する書類(写)	○	—	申請書一式及び認定書を提出 ※令和4年8月1日以降取得資産
⑦		主務大臣の確認を受けたことを証する書類(写)	○	—	申請書一式及び確認書を提出 ※令和4年8月1日以降取得資産
⑧		⑥に基づく、実施状況の報告等に係る認定書(写)	—	○	※令和4年8月1日以降取得資産 ※沖縄県知事の認定受け次第提出

【家屋】家屋が対象となる場合に提出

⑨		建築確認通知書及び検査済証(写)	○	—	
⑩		建築請負契約書(写)	○	—	
⑪		登記簿謄本(家屋)(写)	○	—	
⑫		図面・各階の平面図	○	—	縮尺等の数字を明瞭に表記すること

【土地】土地が対象となる場合に提出

⑬		登記簿謄本(土地)(写)	○	—	
⑭		土地の売買契約書(写)	○	—	

【償却資産】償却資産が対象となる場合に提出

⑮		償却資産申告書及び種類別明細書(写) (増加・全資産用/減少資産用)	○	○	対象資産の部分を蛍光ペン等で記す ※対象資産が記載されている箇所のみを提出
⑯		法人税施行規則別表16「減価償却資産の計算に関する明細書」(写)	○	○	直近分
⑰		対象となる償却資産の写真及び説明	○	—	任意様式 ※「書類作成時の例について」を参照
⑱		機械等の配置図	○	—	任意様式 ※「書類作成時の例について」を参照
⑲		製造工程図(フロー図)	○	—	任意様式 ※製造工程に関するフロー図を作成し、どの工程で使用しているかを図示
⑳		完成品に関する写真や資料等	○	—	
㉑		使用許可書または賃貸借契約書(写)	△	—	△:賃貸工場等の場合、提出
㉒		既存設備の取替え又は更新によって30%以上の生産能力が向上したことを示す資料	△	—	取替え又は更新した資産がある場合に提出 ※省エネ率の向上は対象外です。

書類作成時の例について

様式第1号（第2条関係）

令和4年 1月 〇日

うるま市長 様

申請者 住所 うるま市州崎〇-〇-〇
氏名 株式会社〇〇工業
代表取締役 〇〇

固定資産税課税免除申請書

新規・継続を選択し、取得年ごとに作成する。

令和4年度固定資産税の課税免除について、うるま市固定資産税の課税免除に
例第9条の規定に基づき、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

☒ 新規（ 令和3年取得分） ☐ 継続（ 年取得分）							
優 に 関 る 事 項	事 業 の 種 類			〇〇製造業			
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日			令和3年 〇月 〇日			
	減価償却資産の取得価額の合計額			〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円			
	特別償却設備の取得価額の合計額			〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円			
地 対 域 象	☐ 観光地形成促進地域 ☐ 情報通信産業振興地域 ☒ 国際物流拠点産業集積地域 ☐ 産業高度化・事業革新促進地域 ☐ 離島の地域 ☐ 促進区域						
建 物 を 受 取 る 産 業	地 ・ 家 屋	所 在 地	地目又は 家屋番号	地 積 又 は 床 面 積	構 造	取 得 年 月 日	価 格
		うるま市州崎〇-〇-〇	雑種地	700㎡	—	令和3年〇 月〇日	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
		うるま市州崎〇-〇-〇	〇番〇	250.50㎡	RC構造	令和3年〇 月〇日	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	備 産	所 在 地	種 類	数 量	耐用 年数	取 得 年 月 日	取 得 価 格
		うるま市州崎〇-〇-〇	製造設備	一式	10年	令和3年〇 月〇日	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

※物件が多数ある場合は、「別紙一覧のとおり」とし、一覧表を添付してください。
※償却資産申告書及び種類別明細書(写)を添付してください。

◆ ⑰に関するイメージ様式

資産の番号	資産の写真	品名	説明文
①	写真を張り付け	例：豆炊き機 ※償却資産申告書及び種別明細書と一致させる	用途などを記載してください。 例：豆を炊く機械
②	写真を張り付け	例：餡練機	例：豆を炊き混ぜる機械

◆ ⑱に関するイメージ様式

新設・増設した対象設備の設置場所を建物平面図に、「番号(※)」を付して表示してください。

※番号は資料⑰の「資産の番号」と一致させてください。

